

## 民法

### 民法総則

- 1 私権の享有は、出生に始まる。
- 2 母親は、胎児を代理して、父親に対し認知の訴えを提起することはできない。
- 3 母親の妊娠中に父親が死亡し胎児も死産であった場合、胎児が相続した父親の財産は、母親が更に相続することになる。
- 4 未成年者は、単に権利を得、又は義務を免れる場合であっても、法律行為をするためには、法定代理人の同意を得なければならない。
- 5 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関し成年者と同一の行為能力を持つ。
- 6 家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について、一定の者の請求によって、後見開始の審判をすることができる。
- 7 成年被後見人は、事理を弁識する能力を一時回復している時であっても有効な遺言をなすことができない。
- 8 成年被後見人がした、日用品の購入やその他の日常生活に関する行為については取り消すことはできない。
- 9 保佐人の同意を得ることが必要な行為について、保佐人の同意が得られない場合であっても、被保佐人が、その行為を一切することができないわけではない。
- 10 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、本人の同意が必要である。
- 11 家庭裁判所は、被補助人の民法第13条第1項以外の行為についても、補助人の同意を必要とする審判をすることができる。
- 12 制限行為能力者が行為能力者となった後、制限行為能力者の相手方が、その者に対して1箇月以上の期間内に追認するかどうかを確答すべき旨の催告をした場合、その者がその期間内に確答を発しないときは追認したものとみなされる。
- 13 失踪宣告が取り消されたときは、失踪宣告によって財産を得た者は、その受けた利益の全部を返還する義務を負う。
- 14 従来住所又は居所を去った者（不在者）が財産の管理人を置かなかった場合、検察官は、家庭裁判所にその財産の管理について必要な処分を命ずることを請求することができる。
- 15 家庭裁判所は、不在者の財産の管理人に対して、財産の管理及び返還について相当の担保を提供させることができる。
- 16 民法は、不在者の生死が7年間明らかでないときは、検察官が家庭裁判所に失踪宣告の請求をすることができる、と定めている。
- 17 法人は、民法その他の法律によらなければ、成立しない。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 18 法人は、法令の規定に従い、定款等で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 19 法人は養親となることはできないが、成年後見人となることはできる。
- 20 権利能力なき社団の負う債務について、一次的には社団財産がその引当てとなるが二次的には社団の構成員が個人的に責任を負うことになる。
- 21 最高裁判所は、権利能力なき社団の不動産の登記方法について、社団代表者の肩書を付した登記も許されるとしている。
- 22 理事が数人いる場合、定款等に別段の定めがないときは、法人の内部的な事務執行については理事の過半数で決定する。
- 23 法人は、理事の代理権に加えた制限を、善意の第三者に対抗することはできない。
- 24 無記名債権は、動産とみなされる。
- 25 物の用法に従い収穫する産出物を天然果実、物の使用の対価として受ける金銭等を法定果実という。
- 26 天然果実は元物より分離する時に収穫する権利を有する者に属し、法定果実は収穫する権利の存続期間に応じて、日割によって取得する。
- 27 表意者がその真意でないことを知って意思表示をした場合、その意思表示は無効である。
- 28 相手方と通じて虚偽の意思表示を行った者は、その無効を善意の第三者に対抗することができない。
- 29 法律行為の要素に錯誤がある場合でも、表意者に重大なる過失がある場合には、表意者が自らその無効を主張することはできない。
- 30 ある人に対する意思表示に関して第三者が詐欺を行った場合、相手方がその事実を知っているときに限り、表意者は意思表示を取り消すことができる。
- 31 詐欺による意思表示の取消しは、善意の第三者に対抗することができない。
- 32 強迫により自己所有の不動産を譲渡した者が意思決定の自由を完全に失っていない場合は、これを取り消すことができる。
- 33 表意者が通知を發した後に死亡し、又は行為能力を喪失した場合には、意思表示は当然にその効力を失う。
- 34 未成年者と成年被後見人は意思表示の受領無能力者である。
- 35 代理人が本人のためにすることを示していない意思表示であっても、代理行為として成立する場合がある。
- 36 代理行為について瑕疵があるかどうかは、原則として、代理人自身について決定される。
- 37 未成年者は代理人となることができない。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 38 権限の定めがない代理人は、保存行為・利用行為・改良行為のみをすることができる。
- 39 任意代理人は、原則として復代理人の選任権を有しない。
- 40 任意代理人によって適法に復代理人の選任がされた場合、代理人は、常にその選任及び監督について本人に対して責任を負う。
- 41 債務の履行について自己契約・双方代理をすることは許されない。
- 42 代理人が相手方に詐欺された場合には、本人は取り消すことができない。
- 43 民法第109条の表見代理は、法定代理には適用されない。
- 44 代理人が自分の名を示さず本人の名だけを示し、あたかも本人自身がなすかのような外観で行った場合には有効な代理となる。
- 45 代理権は、本人又は代理人が死亡した場合、消滅する。
- 46 法定代理権は、本人が後見開始の審判を受けることによって消滅する。
- 47 本人は、代理権の消滅を善意・無重過失だが軽過失のある第三者に対抗することができない。
- 48 無権代理人がした契約は、本人の追認がなければ、本人に対してその効力を生じない。
- 49 無権代理の相手方は、契約の当時相手方に代理権のないことを知っていたときは、その契約を取り消すことはできない。
- 50 無権代理行為について追認がなされた場合、遡ってその効力が生じる。
- 51 無権代理契約が本人の追認拒絶により無効と確定した場合、無権代理人は相手方の選択に従って履行又は損害賠償の責任を負う。
- 52 無権代理人は、相手方が無権代理権について悪意・有過失の場合又は無権代理人が制限行為能力者の場合は、履行又は損害賠償の責任を負わない。
- 53 無効な法律行為は、追認により常にその行為のときに遡って有効となる。
- 54 行為能力の制限により取消可能な行為について、制限行為能力者・代理人・承継人・同意権者は、それを取り消すことができる。
- 55 取消可能な行為が取り消され、初めから無効であったものとみなされる場合であっても、制限行為能力者は現存利益の限度でしか返還請求義務を負担しない。
- 56 取消可能な行為が追認により初めより有効だったものとみなされる場合であっても、第三者の権利を害することはできない。
- 57 成年被後見人は、行為能力者となった後その行為を了知した後でなければ追認することができない。
- 58 取消権は、追認をすることができる時から5年間、行為の時から10年を経過したとき消滅する。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 59 離婚，相続の承認には，条件を付すことができる。
- 60 停止条件付法律行為は条件成就の時から効力が生じ，解除条件付法律行為は条件成就の時から効力を失う。
- 61 条件の不成就が法律行為の時に既に確定していた場合，法律行為は，その条件が停止条件であれば無条件となる。
- 62 不法行為を行わないことを条件とした場合は，合法行為を行わせるものであるから有効である。
- 63 停止条件付法律行為は，条件が単に債務者の意思のみに係るときは，無効となる。
- 64 法律行為に始期を付けた場合，期限到来まで原則として履行の請求をすることはできない。
- 65 債務者が担保を滅失させ，損傷させ，又は減少させた場合，債務者に故意・過失がなくとも，期限の利益を喪失する。
- 66 期間を定めるのに，時間によって定めた場合には，即時から起算する。
- 67 期間を定めるのに，日・週・月又は年によって定めた場合には，初日から起算する。
- 68 裁判所は，当事者の援用がない場合であっても，時効によって裁判をすることができる。
- 69 時効中断の効力は，原則として，当事者及びその承継人の間においてのみ生ずる。
- 70 裁判上の請求は，訴えの却下又は取下げがあった場合には，時効中断の効力を生じない。
- 71 催告は，6か月内に裁判上の請求，差押え，仮差押え又は仮処分などをなさなければ，時効中断の効力を生じない。
- 72 債務者の提起した債務不存在確認訴訟において，被告たる債権者が債権の存在を主張し，原告の請求棄却の判決を求めた場合，消滅時効の中断事由となる。
- 73 時効中断の効力が生じる承認をなすには，相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを必要としない。
- 74 中断した時効は，その中断の事由の終了した時から，新たにその進行を始める。
- 75 20年間，所有の意思をもって，平穩に，かつ，公然と他人の物を占有した者は，その所有権を取得する。
- 76 消滅時効は，権利を行使することができる時から進行する。
- 77 物上保証人は，時効期間の経過前に債務者が債務を承認していたとしても，消滅時効の中断の効力を否定することができる。
- 78 土地を買い受けて占有開始後はじめてその契約の無効を知った場合は，その時点から取得時効は進行する。
- 79 確定判決によって確定した権利は，10年より短い時効期間の定めがある場合でもその時効期間は10年となる。

物権

- 80 一定の物に対し債権と物権が成立するとき、債権が物権に優先する場合はあり得ない。
- 81 不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。
- 82 動産に関する物権の譲渡は、その動産の引渡しをしなければ、第三者に対抗することができない。
- 83 賃貸不動産の譲受人は、登記をしなくても、対抗要件を具備していない賃借人に対して、所有権に基づく明渡請求が認められる。
- 84 占有権は混同によって消滅する。
- 85 民法は、占有の取得方法として現実の引渡し、簡易の引渡し、占有改定、指図による占有移転の4つの態様を規定している。
- 86 占有者は、所有の意思をもって善意で、平穩に、かつ、公然と占有をするものと推定される。
- 87 前後の両時点において占有をした証拠があるときは、占有はその間継続したものとみなされる。
- 88 占有者の承継人は、その選択に従い、自己の占有に前主の占有を併せて占有を主張することができるが、この場合においてはその瑕疵も承継する。
- 89 占有者が占有物の上に行使する権利は、適法に有するものと推定される。
- 90 相続があれば、それのみで新権原によって他主占有から自主占有に変わったといえる。
- 91 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴訟の口頭弁論終結時より悪意の占有者とみなされる。
- 92 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は収取を怠った果実の代価を償還する義務を負う。
- 93 他人から借りて保管していた動産を自己の物と称して質入れした者は、自主占有している。
- 94 借地上に建物を建築してそれを賃貸する者は、その建物が焼失しても、敷地の占有を失わない。
- 95 平穩に、かつ、公然と売買によって動産の占有を始めた者が、善意・無過失であるときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。
- 96 動産の競売による競落については、即時取得の適用はない。
- 97 占有者が盗品を古物商より善意で買い受けた場合、被害者は、占有者の支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。
- 98 占有者が占有物を返還する場合、占有者は、回復者に対して、保存費用その他の必要費を償還請求することができる。
- 99 占有の訴えには、占有回収の訴え、占有保持の訴え、占有保全の訴えの3種類がある。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 100 占有者は、その占有を妨害される危険がある場合、妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。
- 101 占有回収の訴えは、侵奪者の善意の特定承継人に対して提起できない。
- 102 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から1年以内に提起することが必要である。
- 103 不動産の所有者は、その不動産に従として付合した物の所有権を取得できる。
- 104 ある土地が他の土地に囲まれて公路にできない場合、その土地の所有者は、必要があるときは通路を開設することまでも許される。
- 105 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。
- 106 各共有者は、共有者の持分の価格に従いその過半数の同意があれば、共有物に変更を加えることができる。
- 107 共有者は、単独で保存行為をすることができる。
- 108 各共有者は、共有物の変更・管理・保存に要した費用を、その共有持分に応じた割合で負担しなければならない。
- 109 共有者の1人が共有物に関し他の共有者に有する債権は、その特定承継人に対しても行使することができる。
- 110 各共有者は、原則として、いつでも共有物の分割を請求することができる。
- 111 共有者は、協議を経なくても、裁判所に共有物の分割請求をすることができる。
- 112 共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる。
- 113 当事者は、地上権設定行為で存続期間を永久と定めることもできる。
- 114 地上権は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するために、土地を使用する権利である。
- 115 地役権は、要役地から分離して譲り渡し、又は他の権利の目的とすることができる。
- 116 要役地が共有関係にある場合、共有者の1人は、その持分について、その要役地のために存する地役権を消滅させることはできない。
- 117 共有者の1人が時効によって地役権を取得した場合でも、他の共有者は地役権を取得しない。
- 118 要役地の賃借人は、賃貸借の登記なくして、承役地に存する地役権を行使することができない。
- 119 永小作人は、永小作権が消滅した場合、土地を原状に復して返還しなければならない。

### 担保物権

- 120 占有をともしない担保物権には物権的請求権はない。
- 121 不動産を目的とする担保物権の順位は必ずしも登記の先後によらない。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 122 債務者は債務の履行等によって留置権を消滅させた後でなければ、目的物の引渡しを請求することができない。
- 123 他人の物の占有者がその物に関して生じた弁済期の到来した債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。
- 124 留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまで留置物の全部について留置することができる。
- 125 留置権者は、留置物の保管について善管注意義務を負う。
- 126 留置権者が債務者の承諾なく留置物を賃貸した場合、債務者は留置権の消滅を請求できる。
- 127 債務者は、相当の担保を供して留置権の消滅を請求することができるが、担保は物的担保でなければならない。
- 128 賃貸借契約解除前に支出した有益費の償還請求権に基づく留置権の行使は、解除の原因が債務不履行であったとしても妨げられない。
- 129 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失又は損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる。
- 130 会社の従業員の会社に対する退職金債権は一般先取特権の被担保債権になり得る。
- 131 不動産賃貸借の先取特権は、賃借人が借家内に持ちこんだ畳のみならず、宝石や有価証券にも及び得る。
- 132 不動産賃貸・不動産売買・動産売買の先取特権は、当事者間の契約によっても生ずる。
- 133 質権者は、その債権の担保として債務者又は第三者より受け取った物を占有する。
- 134 質権は、要物契約である。
- 135 質権者は、質権設定者に代理占有をさせることによっても成立する。
- 136 質権者は、その権利の存続期間内において、自己の責任で、質物について、転質をすることができる。
- 137 指図による引渡しによっても、質権を有効に成立させることができる。
- 138 日本刀の刀身を質入したが、鞘を引き渡さなかった場合でも質権は鞘に及ぶ。
- 139 扶養を受ける権利は質権の目的とすることができない。
- 140 質権については、同一の物又は権利を目的とする複数の質権が成立し得る。
- 141 動産質権者は、継続して質物を占有しなければ、その質権を第三者に対抗することができない。
- 142 動産質権者が質物の占有を奪われたときは、占有回収の訴えによってのみ、その質物を回復することができる。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 143 債権譲渡に証書交付を要件とする債権を質権の目的とする場合、質権の設定は証書の交付によって効力が生じる。
- 144 指名債権を質権の目的とする場合、民法第467条の規定に従った通知・承諾がなければ、第三債務者その他の第三者に対抗することができない。
- 145 原則として、抵当権は抵当地の上に存する建物を除いた抵当不動産の付加一体物に及ぶ。
- 146 抵当権は、その担保する債権に不履行があったときは、その後に生じた抵当不動産の果実に及ぶ。
- 147 将来の債権についても抵当権を設定することができる。
- 148 金銭債権以外の債権を被担保債権として抵当権を設定することはできない。
- 149 抵当権が設定された土地の上に抵当権設定者が建物を建て始めたときは、抵当権者は抵当権設定者に対してその建築の禁止を請求することができる。
- 150 抵当権は第三者との関係では独立して20年の消滅時効にかかる。
- 151 抵当権の目的となっている地上権が地代の不払で消滅した場合、抵当権は消滅する。
- 152 抵当権の順位は、各抵当権者の合意があれば必ず変更することができる。
- 153 抵当不動産を買い受けた第三者が抵当権者の請求に応じてその代価を弁済したときは、抵当権はその第三者のために消滅する。
- 154 保証人及びその承継人は抵当権消滅請求をすることができる。
- 155 抵当権は被担保債権と切り離して処分することができない。
- 156 抵当権は随伴性を有するから、債権譲渡により移転し、債権譲渡の通知又は移転登記のいずれかをすれば第三者に対抗することができる。
- 157 法定地上権を取得した者が、敷地の買受人に対し地上権を主張するためには登記を必要としない。
- 158 土地について抵当権が設定された後に、土地の所有者が建物を新築した場合、抵当権者は、土地・建物を一括競売し、競売代金全額から優先弁済を受けることができる。
- 159 抵当権者が抵当権を実行するときは、抵当権消滅請求権者に対して、その旨を通知する必要はない。
- 160 抵当権者に対抗できない賃貸借により競落手続の開始前から建物を使用収益する者は、建物の競落による買受けの時から6か月は、買受人に引き渡すことを要しない。
- 161 土地及びその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地又は建物につき抵当権が設定され、その実行により所有者を異にするに至ったときは、その建物について、地上権が設定されたものとみなされる。
- 162 共同抵当は、数個の不動産の上に抵当権を有する場合、後順位者との公平を図る制度である。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 163 抵当権は、債務者及び抵当権設定者に対してはその担保する債権と同時になければ時効によって消滅しない。
- 164 元本の確定前であれば、根抵当権の担保すべき債権の範囲の変更をすることができる。
- 165 特定の債権のみを担保するために、根抵当権を設定することができる。
- 166 根抵当権者は、元本確定前において、同一債務者に対する他の債権者のために順位を譲渡できる。
- 167 担保すべき元本の確定すべき期日の定めがない場合、根抵当権者はいつでも担保すべき元本の確定を請求でき、元本はその請求の時に確定する。
- 168 不動産の譲渡担保権は、被担保債権が弁済されても登記が抹消されない限り、譲渡担保権者の別の債権を被担保債権とするため存続する。

### 債権総論

- 169 民事法定利率は年5分である。
- 170 利息の支払が1年分以上延滞した場合において、債権者が催告しても債務者がその利息を支払わないときは、利息は当然に元本に組み入れられる。
- 171 履行の場所につき特別の定めのない種類債権の目的物は、債権者の住所において提供した時に特定する。
- 172 物の保存を内容とする事務管理の管理者は、目的物の保存について善管注意義務を負担する。
- 173 選択債権における選択権行使の意思表示は、相手方の承諾がなければ撤回することはできない。
- 174 選択債権において債権が弁済期にある場合、相手方より相当の期間を定めて催告をしても選択権を有する当事者がその期間内に選択をしないときは、選択権は相手方に移転する。
- 175 選択債権において第三者が選択をなすべき場合、債務者に対する意思表示によらなければならない。
- 176 選択債権において、選択権を有しない当事者の過失によって一方の給付が不能となったときは、債権の目的は他方に確定する。
- 177 選択権を有する第三者は未成年であっても有効にその意思表示をなすことができる。
- 178 債務の履行の強制において、間接強制は債務者の人格を不当に圧迫し、人格尊重の理念に反するおそれがあることから、代替執行が許される場合には、間接強制の方法によることはできない。
- 179 夫婦の同居義務については、直接強制によることも間接強制によることも許されない。
- 180 債務が履行不能になった場合、債権者は契約を解除しなければ賠償予定額を請求できない。
- 181 債務者は、不確定期限付債務ではその期限到来を知った時から遅滞の責任を負う。
- 182 債務者は、期限の定めがない債務では履行の請求を受けた時から遅滞の責任を負う。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 183 債権者が債務の履行の受領を拒絶したときは、債権者は履行の提供があった時から遅滞の責任を負う。
- 184 債務不履行における損害賠償は、常に金銭をもってその額を定めなければならない。
- 185 債務不履行における過失相殺においては、裁判所は、債権者の過失を考慮し、損害賠償額を軽減し得るだけでなく、事情によっては損害賠償の責任を否定することもできる。
- 186 受領遅滞の法的性質に関する債務不履行責任説によれば、債務者は契約の解除、損害賠償請求をなし得る。
- 187 金銭債務においては、不可抗力による遅滞の場合でも債務者は履行遅滞責任を負う。
- 188 当事者間に損害賠償額の予定がある場合、裁判所はその額を増減することはできない。
- 189 債権者は、自己の債権を保全するためにその債務者に属する権利を行うことができる。
- 190 差押えを許さない権利は、債権者代位権の対象とはならない。
- 191 債権者が債務者の権利を代位して行使する場合に、債権者から債務者にその旨を告知したときは、債務者はその権利を第三者に譲渡することができない。
- 192 債権者代位権は、必ず裁判上行使しなければならない。
- 193 弁済期未到来の債権は、詐害行為取消権の被保全債権となり得る。
- 194 詐害行為取消の効果として金銭の支払を請求するときは、債権者は直接自己へ引渡すように求めることができる。
- 195 数人の債権者又は債務者がいる場合、原則として各人は平等の割合で権利を有し又は義務を負う。
- 196 債権の目的は、当事者の意思表示によって不可分となる場合がある。
- 197 不可分債権が可分債権に変化した場合、各債権者は自己の部分についてのみ履行を請求することができ、不可分債務が可分債務に変化した場合、各債務者はその負担部分についてのみ履行の責任を負う。
- 198 不可分債権者の一人は、他の不可分債権者の同意がなければ、債務者と代物弁済契約をすることができない。
- 199 不可分債務者の一人につき請求又は承認により生じた時効の中断は、他の不可分債務者に対して効力を生じない。
- 200 数人が連帯債務を負担する場合、債権者は、債務者の一人に対し全部の履行を請求することができる。
- 201 連帯債務において、履行の請求、更改、相殺、免除、混同、時効については絶対効が認められている。
- 202 連帯債務の債権者がその特定の債務者に対する債権を譲渡することはできない。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 203 連帯債務者の1人が遅滞に陥れば他の債務者も全員遅滞となる。
- 204 消滅時効の完成前に連帯債務者の1人が債務を承認すれば、他の債務者に対しても消滅時効の中断の効力を生ずる。
- 205 連帯債務者の一人が債務を弁済したときは、他の債務者に対しその負担部分について求償することができる。
- 206 連帯債務者の中に無資力の者がありその者が償還することができない部分については、原則として求償者及び他の資力ある者が各自の負担部分に応じて分割して負担する。
- 207 保証人の負担が、債務の目的・態様において主たる債務より重いときは、これを主たる債務の限度に減縮する。
- 208 主債務が制限行為能力を理由に取り消された場合であっても、保証人が保証契約の当時その取消原因を知っていたときは、主債務が取り消されても、同一の目的を有する独立の債務を負担したものと推定される。
- 209 保証人は、催告の抗弁権及び検索の抗弁権を有する。
- 210 主たる債務者が死亡し、相続人が限定承認を行った場合、保証人の責任も減縮される。
- 211 単なる保証人が保証債務の一部を弁済したとしても、主たる債務の残部についての時効は中断しない。
- 212 連帯保証人は、催告の抗弁権のみを有する。
- 213 連帯保証人について履行の請求や混同があれば主債務者にも効力が生じる。
- 214 複数の連帯保証人の一方に対し債務免除がなされても、その効力は他方の連帯保証人に及ばない。
- 215 保証人が複数いる場合、特約のない限り、債権者は各保証人に対して主債務の全額は請求できない。
- 216 債権者が連帯保証人のみに債権譲渡の通知をした場合、譲受人は主債務者にも連帯保証人にも譲渡を対抗できない。
- 217 保証及び併存的債務引受は、いずれも債務者の意思に反してもなし得る。
- 218 主債務者の委託を受けない保証人が債務を弁済した場合における求償権の範囲は、主債務者の意思に反したか否かで異なる。
- 219 債権譲渡の対抗要件は譲渡人から債務者に対する通知又は債務者の承諾であり、債務者以外の第三者に対抗するにはそれが確定日付ある証書によってされなければならない。
- 220 債務者が異議をとどめずに債権譲渡の承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができる事由があっても譲受人に対抗することはできない。
- 221 債権には原則として譲渡性が認められているが、扶養請求権については、民法上譲渡が禁止されている。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 222 債権譲渡の対抗要件としての承諾は、譲渡人又は譲受人のいずれか一方に対してなされれば足りる。
- 223 債務者は、譲渡通知以前に相殺適状にあった債権者に対する反対債権を自働債権として自己の債務と相殺することはできない。
- 224 主債務につき免責的債務引受がなされた場合、保証債務は消滅する。
- 225 弁済者が債権者に対して他人の物を引き渡したときは、当然に取り戻すことができる。
- 226 弁済として他人の物を引き渡したとき、債権者が弁済として受領した物を善意で消費し又は譲り渡したときは、その弁済は有効とされる。
- 227 物上保証人は、債務者の意思に反して、第三者弁済をすることはできない。
- 228 債権の準占有者になした弁済は、弁済者が善意無過失であれば有効とされる。
- 229 債務者が債権者の承諾を得て、負担した給付に代わる他の給付をしたときは、その給付は弁済と同一の効力を有する。
- 230 債権の目的が特定物の引渡しであるときは、弁済者は、引渡時の現状でその物を引き渡さなければならない。
- 231 偽造した債権証書と印鑑を持参した者に対し善意無過失で弁済した場合でも、有効な弁済となり得る。
- 232 弁済場所について別段の意思表示がないときは、特定物の引渡しは債権発生の際におけるその物の存在した場所において、その他の弁済は債権者の現在の住所においてなす必要がある。
- 233 代物弁済としてなされた他の給付が本来の給付を下回る場合でも、債権者はその差額につき債務者に請求することはできない。
- 234 債権者があらかじめ弁済の受領を拒み、又は債務の履行について債権者の行為を必要とするときは、弁済の準備をしたことを通知してその受領を催告すれば弁済の提供となる。
- 235 債権者の住所に持参して支払うべき金銭債務について、債務者が約束の日時に金銭を持参して債権者の住所へ赴いたが、債権者が外出して会えなかった場合、債務者は現実の提供をなしたことになる。
- 236 債務者は、債権者の承諾を得て債権者に対し自己の第三者に対する債権を譲渡することで、本来の給付に代えることはできない。
- 237 債権者の受領拒否などがある場合には、債務者は供託によってその債務を免れることができる。
- 238 弁済供託は、債務者自身がしなければならない、第三者がすることはできない。
- 239 債務者が供託をして債権者に通知したときは、供託が無効であっても、債権の消滅時効は中断する。
- 240 債務者のために弁済をなした者は、弁済につき正当の利益を有していれば当然に債権者に代位し、有していなくても弁済と同時に債権者の承諾を得ることで債権者に代位することができる。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 241 相殺の意思表示には期限を付けることはできるが、条件を付けることはできない。
- 242 相殺がなされた場合、その効果は相殺に適するようになった時にさかのぼって生じる。
- 243 時効によって消滅した債権であっても、時効消滅以前に相殺に適するようになっていた場合には、債権者はこれを自働債権として相殺できる。
- 244 自働債権の弁済期が到来していれば、受働債権の弁済期が到来していなくても相殺できる。
- 245 不法行為によって生じた債権を受働債権とする相殺は許されない。
- 246 受働債権が差し押さえられた場合、差押前に債権を取得していた自働債権者は、相殺適状に達しさえすれば相殺をなし得る。
- 247 債務者の交替による更改は債務者の意思に反してはなし得ない。
- 248 更改によって生じた債務が当事者の知らない理由によって取り消されたときは旧債務は消滅しない。

### 債権各論

- 249 承諾の期間を定めた契約の申込を、撤回することはできない。
- 250 承諾の期間を定めずに隔地者になした申込は、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間は撤回することはできない。
- 251 隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立する。
- 252 承諾期間経過後に到達した承諾は、当然に新たな申込とみなされる。
- 253 債権の譲渡、債務の引受があると、同時履行の抗弁権は消滅する。
- 254 建物賃貸人の敷金返還義務と賃借人の建物返還義務は同時履行の関係に立つ。
- 255 弁済と受取証書の交付とは、同時履行の関係に立つ。
- 256 債務者が同時履行の抗弁権を有するときは、履行期が到来しても当然には遅滞とならない。
- 257 特定物に関する双務契約及び停止条件付双務契約以外の場合において、不可抗力によって履行不能に至ったときは、債務者は反対給付を受ける権利を失う。
- 258 第三者のためにする契約が締結されれば、その時点で第三者の権利が発生する。
- 259 定期行為を目的とする契約において、その定期行為が履行期に履行されなかったときは、債権者は直ちにその契約の解除をすることができる。
- 260 当事者の一方が数人いる場合、契約の解除をなすためには、その全員より又はその全員に対して解除の意思表示をしなければならない。
- 261 債権者の帰責事由なく債務が履行不能になった場合、債務者はその債務の履行に代わる金銭を債権者に給付する義務を負う。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 262 第三者のためにする契約における受益の意思表示は、債権者代位権の目的となる。
- 263 第三者のためにする契約において、この契約に基因する抗弁は、債務者たる諾約者がこれをもって第三者に対抗することができる。
- 264 債権者が解除のため履行の催告をし、催告期間を経過していれば、解除の意思表示をする前であっても、債務者は弁済の提供によって解除を免れることはできない。
- 265 書面によらない贈与は、受贈者も撤回することができる。
- 266 負担付贈与の場合、特約のなき限り、贈与者の債務の履行と受贈者の負担の履行とは同時履行の関係にある。
- 267 いわゆる現実贈与においては、書面によらないことを理由とする撤回は問題とならない。
- 268 死因贈与が書面によってなされた場合、もはや撤回することはできない。
- 269 他人物売買において売主がその売却した権利を取得して買主に移転することができなかつたときは、悪意の買主は契約の解除をすることができるが、損害賠償請求をすることはできない。
- 270 売買契約の締結に当たり、解約手付が交付されている場合において、契約が合意解除されたときは、特約がない限り、売主は買主に対して手付を返還しなければならない。
- 271 解約手付の授受された売買契約において売主が解除する場合、手付金の倍額の提供は、相手方が受領を拒絶したときには口頭の提供で足りる。
- 272 買主が手付を放棄して売買契約を解除するまでは、手付の所有権は買主に留保される。
- 273 他人物売買は当事者間でも無効である。
- 274 数量を指示して売買した物が不足していた場合、善意の買主は、その足りない部分の割合に応じて代金の減額を請求することができる。
- 275 瑕疵担保責任による契約の解除又は損害賠償請求は、買主が瑕疵を知ったときから1年以内に行使しなければならない。
- 276 売買契約において引渡前に売買の目的物が果実を生じたときは、その果実は売主に帰属する。
- 277 権利の一部が他人に属する場合の売主に対する担保責任の追及は、買主が善意の場合でも悪意の場合でも、契約から1年以内になす必要がある。
- 278 債権の売主が債務者の資力を担保した場合は、契約の当時の資力を担保したものと推定される。
- 279 買戻しの場合には、買戻権を行使する際に、受け取った代金と契約の費用を提供しなければ買戻しの効力は生じない。
- 280 買戻しの期間は5年を超えることができない。
- 281 返還時期の定めのない消費貸借契約において、貸主は相当の期間を定めて返還の催告をすることができるにとどまるが、借主はいつでも返還をすることができる。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 282 使用貸借契約においては、借主は目的物の通常必要費を負担する。
- 283 準消費貸借契約が締結された場合、旧債務に伴う保証は、原則として消滅する。
- 284 消費貸借契約の成立には目的物の交付が必要であり、借主は目的物を自己の所有物として処分することができる。
- 285 使用貸主は目的物の修繕義務を負わない。
- 286 使用借主は目的物につき有益費を支出しても、貸主に対し償還請求をすることはできない。
- 287 贈与及び使用貸借は、いずれについても負担付とすることが認められている。
- 288 不動産の賃貸借は、登記のある場合、その不動産について物権を取得した者に対しても対抗できる。
- 289 賃借人が適法に賃借物を転貸したときは、転借人は、賃貸人に対して直接に義務を負う。
- 290 賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は遅滞なく賃貸人に通知しなければならない。
- 291 家屋の賃貸借において、特約のない限り、畳の入れ替えは賃貸人がなすべきである。
- 292 賃借人は、建物の効用を増すために自己の費用で造作を建物に附加したとしても、その費用又は増加利益の償還を請求することはできない。
- 293 賃貸借契約期間中であっても、賃借人は敷金を延滞賃料に一方向的に充当し得る。
- 294 賃貸借契約の解除には、遡及効は認められない。
- 295 動産賃貸借に関し、期間の定めがない場合、解約の申入れがあると賃貸借契約は直ちに終了する。
- 296 賃貸借の目的物の全部が当事者双方に帰責性なく滅失した場合には、賃料債権は消滅する。
- 297 雇用契約における使用者は、その権利を第三者に自由に譲渡することはできない。
- 298 請負契約において、仕事の目的物に瑕疵がある場合には、注文者は瑕疵の修補の請求又は損害賠償の請求のいずれか一方を選択して行使し得る。
- 299 請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約を解除できる。
- 300 請負人が下請負禁止の特約があるのに下請負人に請け負わせた場合でも、下請負人に故意又は過失がなかったときは、請負人は、注文者に対して債務不履行の責任を負わない。
- 301 建物建築請負契約において、注文者は請負人の建築完了と同時に報酬を提供しなければ遅滞となる。
- 302 注文者が破産手続開始の決定を受けたときは、請負人又は破産管財人は、契約の解除をすることができるが、かかる解除には遡及効はない。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 303 請負人は、仕事の完成するまでの間いつでも、注文者の受ける損害を賠償すれば、契約を解除できる。
- 304 請負契約の注文者は、目的物を第三者に譲渡した後は、担保責任を追及することはできない。
- 305 受任者は、委任者の請求あるときは、いつでも委任事務の処理の状況を報告し、委任終了の後には遅滞なくその経過及び結果を報告しなければならない。
- 306 受任者は、特約なき限り報酬を請求することはできない。
- 307 委任事務を処理するについて費用が必要な場合は、委任者は事前に費用を受任者に必ず支払う必要がある。
- 308 委任契約は、受任者が後見開始の審判を受けたときは終了する。
- 309 受任者の利益のためにも委任がなされた場合、委任者が契約を解除できるのは、やむを得ない事由があるときに限られる。
- 310 委任契約は、有償か無償かによって、受任者の注意義務の程度が異なる。
- 311 無償寄託契約における受寄者は、寄託物の保管について自己の財産と同一の注意をなす責任を負う。
- 312 受寄者が寄託物の瑕疵により損害を受けた場合、寄託者は、過失なくしてその瑕疵を知らなければ損害賠償責任を負わない。
- 313 寄託契約において、当事者間で報酬の支払及び返還の時期について定めた場合であっても、寄託者は受寄者に対しいつでも返還を請求することができる。
- 314 組合契約で1人又は数人の組合員に業務の執行を委任したときは、その組合員は、正当の事由がなければ辞任できない。
- 315 組合の債務者は、その債務と組合員に対する債権とを相殺することができない。
- 316 組合員が自己の出資義務を履行しない場合、出資を履行した組合員は、出資義務を履行しない組合員に対して履行を催告した上で、相当期間内に履行されないときは、組合契約を解除できる。
- 317 組合財産は、組合員はいつでもその分割を求めることができる。
- 318 債権の金額についての争いに関し和解が成立した場合、債権に付いていた保証債務は消滅する。
- 319 和解契約の成立には書面を必要とする。
- 320 緊急事務管理においては、管理者は、悪意又は重過失がなければ損害賠償責任を負わない。
- 321 事務管理者は、本人等の管理が可能となるまで管理を継続しなければならない。
- 322 事務管理者は、本人に対し報酬請求権を有しない。
- 323 管理者は本人のために有益な債務を負った場合でも、本人に弁済させ、また担保を供させることはできない。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 324 売買契約を締結し、先に目的物を相手方に給付したが相手方は代金を支払わない。この場合、契約を解除しなくても目的物を不当利得として返還請求できる。
- 325 債務者が、錯誤によって弁済期前の債務の弁済として給付をした場合には、給付したものの返還を求めることができる。
- 326 錯誤によって他人の債務を弁済した者は、債権者が善意で担保を放棄した場合には、債権者に対して不当利得による返還請求できない。
- 327 不法の原因のために給付をした者は、原則として、その給付したものの返還を請求することはできない。
- 328 不法の原因による贈与の目的物が土地で、引渡しは行われたが所有権移転登記は未了であるときは、贈与者は、受贈者に対して、当該土地の返還を請求することができる。
- 329 不法行為により、死亡の場合に比肩すべき精神的苦痛を受けた近親者は、加害者に対し慰謝料を請求することができる。
- 330 法人が名誉を毀損された場合、謝罪広告を求めることはできるが、損害賠償を求めることはできない。
- 331 不法行為により財産権が侵害された場合でも、慰謝料を請求することができる場合がある。
- 332 未成年者の責任能力が否定され、未成年者が責任を負わない場合、これを監督すべき法定の義務ある者はその責任無能力者が第三者に加えた損害賠償する責任を負い、この責任は無過失責任である。
- 333 被用者の失火により第三者に損害が生じた場合、使用者に被用者の選任・監督につき重過失がなくても、被用者に失火につき重過失があるときは、使用者は使用者責任を負う。
- 334 被用者と第三者が共同で不法行為をした場合、第三者が被害者に損害の全額を賠償したときは、その第三者は、自己の被用者との間における過失割合を超える部分につき、被用者に求償することができる。
- 335 使用者責任が成立する場合、被害者の被用者に対する損害賠償請求権が時効により消滅すれば、被害者の使用者に対する損害賠償請求権も消滅する。
- 336 被用者の選任・監督について代理監督者に過失が認められるときは、使用者は、被用者の選任・監督につき自己に過失がないことを理由として、使用者責任を免れることができる。
- 337 使用者責任が成立するためには、使用者と被用者との間に一定の契約関係があることが必要である。
- 338 民法第715条によって使用者ないし法人が責任を負う場合、被用者も不法行為責任を負う。
- 339 注文者は、注文又は指図について過失がない限り、請負人がその仕事について第三者に加えた損害賠償責任を負担しない。
- 340 民法第718条の責任主体である「占有者に代わって動物を管理する者」には、動物占有者の家族・雇人などの占有補助者も含まれる。

## 短答実力診断テスト【民法】問題

- 341 他人の不法行為に対し自己又は第三者の権利又は法律上保護される利益を防衛するため、やむを得ず加害行為を行った者は、損害賠償責任を負担しない。
- 342 不法行為責任において被害者に過失があるときは、裁判所は損害賠償の責任及びその金額を定めるにあたってその過失を考慮することができる。
- 343 不法行為による損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知ったときから3年間これを行使しなかったとき、不法行為の時から20年間経過したとき消滅する。

### 親族・相続

- 344 未成年者に父母がいない場合は、後見人の同意又は家庭裁判所の許可がなくとも婚姻することができる。
- 345 夫婦間で結んだ契約は婚姻中いつでも取り消すことができるが、既に履行が完了しているときには、もはや取り消すことができない。
- 346 成年被後見人は、成年被後見人の同意がなくとも婚姻できる。
- 347 妻が夫の氏を称していた場合に、夫が死亡したときは、妻は当然に婚姻前の氏に復することになる。
- 348 婚姻取消原因があっても、当事者の一方が死亡した後は婚姻を取り消すことができない。
- 349 未成年者が内縁関係を結んでもこれによって成年に達したとはみなされない。
- 350 夫婦の一方が死亡した場合において、死亡した配偶者の親族が生存配偶者に対して姻族関係を終了させる旨の意思表示をなしたときは、これにより生存配偶者と死亡配偶者の親族との姻族関係は消滅する。
- 351 離婚の場合にも婚姻の取消の場合にも、財産分与がなされる。
- 352 成年の子を認知する場合には、その子の承諾を得なければならない。
- 353 未成年者が認知をする場合には、法定代理人の同意が必要である。
- 354 死亡した子でも、その直系卑属がある場合には、認知することができる。
- 355 子を認知した父は、家庭裁判所の許可を受けなければ親権者となることができない。
- 356 認知がなされると、出生時にさかのぼって親子関係が生じる。
- 357 父母の婚姻中に父から認知された子は、出生の時から嫡出子たる身分を取得する。
- 358 遺言によって認知がされた場合、遺言者との間に生物的な父子関係が存在しないときには、被認知者は、無効を主張できる。
- 359 6歳未満の非嫡出子を特別養子とする場合、その非嫡出子を認知した父の同意を得なければならない。
- 360 養子が養子縁組によって養親の氏に改氏しているときに、縁組が取り消された場合には、養子は当然に復氏する。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 361 15歳未満の非嫡出子を普通養子とする場合、その非嫡出子を認知した父の同意を得なければならない。
- 362 特別養子縁組によって実方の父母や血族との間の親族関係は終了するので、特別養子縁組をした子は実方の叔父に当たる者と婚姻することができる。
- 363 妻に前夫との間の未成年の子がいる場合、この子が夫の養子となっても、必ずしも夫の氏を称するとは限らない。
- 364 普通養子縁組をした養子が特別養子縁組をしたら、実親との関係だけでなく養親との間の普通養子縁組も終了してしまう。
- 365 親が20歳未満で、婚姻しておらず、その親の親権に服しているときは、未成年である親の親権を行使する者がその子に代わって親権を行使する。
- 366 親権者は、子の財産管理権につき自己のためにすると同一の注意を以て管理権を行使すれば足りる。
- 367 共同親権者の一方が親権の行使に反対ならば、他方が共同名義でなした親権の行使は、相手方の善意悪意にかかわらず無効である。
- 368 未成年者に対して最後に親権を行う者が、遺言により後見人を指定したときは、その者が未成年者であっても後見人となることができる。
- 369 親権を行う者は、自己の死亡後に後見人となるべき者を予め指定して、家庭裁判所に申し立てることができる。
- 370 未成年者が後見開始の審判を受けた場合、同人に親権者がいる場合には後見は開始しない。
- 371 後見人がその任務を辞するためには、家庭裁判所の許可を得なければならない。
- 372 妻は夫の父母に対して、当然に扶養の義務を負う。
- 373 後妻は先妻の子に対して、当然に扶養の義務がある。
- 374 長男と長女が母を扶養する義務を負う場合に、扶養の順序について協議が調わないときは、母がその順位を決める。
- 375 めいが死亡した場合に、おじが相続人となることがある。
- 376 祖父と父が航空機事故で死亡したが、どちらが先に死亡したかが不明である。子は祖父の財産を代襲相続し得る。
- 377 兄弟姉妹も廃除の対象となり得る。
- 378 被相続人が遺言で一定期間遺産の分割を禁止した場合、共同相続人全員で分割禁止の解除に同意している場合には、その期間内であっても家庭裁判所に遺産分割の請求をすることができる。
- 379 遺言によって遺産の分割方法が指定された場合、遺言執行者がいないときには、共同相続人はその全員の合意により、指定と異なる遺産の分割をすることができる。

短答実力診断テスト【民法】問題

- 380 相続放棄をした者が相続財産を私的に消費したときは単純承認をしたものとみなされる。
- 381 使用借権は相続の対象とならない。
- 382 未成年者が限定承認をする場合にも法定代理人の同意を得る必要はない。
- 383 相続の放棄，単純承認，限定承認はいずれも要式行為であり，これをなそうとする者はその旨を裁判所へ申述しなければならない。
- 384 未成年者が相続の放棄をなし得る期間は，その法定代理人が相続の開始を知ったときから起算する。
- 385 相続人が数人ある場合，共同相続人の全員の共同でなければ限定承認をすることはできない。
- 386 相続の放棄をした者が被相続人の直系卑属である場合において，その者に子があるときは，その子は代襲相続人となる。
- 387 相続人のいない相続財産は家庭裁判所の審判により国庫に帰属する。
- 388 秘密証書遺言の要件を欠いていた場合でも，その遺言には自筆証書遺言としての効力を認め得る。
- 389 死因贈与も遺贈も，相手方のある意思表示である。
- 390 被保佐人が保佐人の同意を得ないでした不動産を遺贈する旨の遺言は有効である。
- 391 父親は，胎児を受遺者としてその財産を遺贈することができる。
- 392 前の遺言と後の遺言とが抵触するときは，その抵触する部分については，後の遺言で前の遺言を撤回したものとみなされる。
- 393 遺言者が，適式に第一の遺言をした後，第二の遺言をした場合，第一の遺言において，これが最終の遺言である旨明示されている場合，第二の遺言は効力を有しない。
- 394 遺言により財産を処分するためには，未成年者がする場合でも，遺言能力があれば法定代理人の同意を得る必要はない。
- 395 相続開始前における遺留分の放棄は，家庭裁判所の許可を得なければ効力を生じない。
- 396 被相続人の子は，相続欠格，廃除によって相続権を失った場合にも遺留分を有する。
- 397 遺留分減殺請求権によって減殺されるべき贈与が数個あるときは，贈与の価額の割合に応じて按分して減殺する。
- 398 遺留分減殺請求権は，訴えによってのみ行使できる。
- 399 遺留分減殺請求権は，遺留分権利者が，相続の開始及び減殺すべき贈与又は遺贈があったことを知った時から，1年間を経過すると時効によって消滅する。
- 400 遺言によって相続分が指定された場合，その指定が共同相続人の1人の遺留分を侵害するときには，その指定は無効となる。